

**○事務局長** はい、すいません。お待たせをいたしました。皆様ご起立をお願いいたします。改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。ご着席をお願いいたします。本日は、2名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和4年度、第11回多良木町農業委員会総会を開会いたします。それでは開催に当たりまして、会長ご挨拶をお願いいたします。

**○議長** (会長挨拶)

**○事務局長** はい、ありがとうございます。それでは会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくをお願いいたします。

**○議長** それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、4番委員、5番委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。続きまして日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** はい、事務局。それでは日程第2、議案第32号の説明をいたします。

(3件の申請について説明)

以上、説明を終わります。

**○議長** はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

**○8番委員** それでは、調査報告をいたします。議案第32号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回、3件の申請がありましたが、昨日、1月12日に、8番委員9番委員、15委員で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所に、なりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。一筆2,900円、10アール当たり2万円となります。以上報告とさせていただきます。

**○9番委員** 次に、番号2の申請につきましては、先ほど説明されたか所になりますが、農振農用地区、区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。一筆17万2000円、10アール当たり40万円です。続きまして次に、番号3の申請につきましては、先ほど説明されたか所になりますが、農振

農用区域外農地となっております、対価 35 万 1200 円、10 アール当たり 40 万円による所有権移転になります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上で報告を終わります。

○議長 はい。ただいま報告がありました、何かございませんか。

○13 委員 今回の案件の番号 3 の譲受人ですけれど、今、久米に住んでおられるんじゃないんですかね。

○事務局長 事務局。すいません。住所はあさぎり町ということで確認をしております。よろしいでしょうか。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 3、議案第 33 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。なお本件については議事参与の案件がございますので、私が退場いたします。その間の議事進行を職務代理の者の 2 番委員にお願いいたしますので、よろしくお願ひします。その前に、事務局から修正がございます。

○係長 今回の別冊の集積計画書に修正がございましたので、事前に修正いただければと思います。まず 2 ページ目の上から 2 段目の備考に記載されている方が 1 月 4 日にお亡くなりになりましたので、今回、その相続人でございます。奥様が改めて、仮貸し人という形になりましたので修正をお願いしたいと思います。それと、次の 3 ページの番号 2 のところも利用権を設定するものがまた同様になってますので、修正をお願いしたいと思います。また、4 ページ目の番号 2 の備考のところの 2 段目、4 ページ目の番号 2 の利用権を設定する者も同様に修正をお願いしたいと思います。

○2 番委員 それでは、議長が貸与ということで退席いたしましたので代理で議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。では日程第 3、議案第 33 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、退席された方の説明をお願いします。はい事務局。

○係長 それでは、日程第 3、議案第 33 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和 5 年、第 1 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による、別紙計画書について、1 月 5 日付で多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは今退

席されました議事参与の方についての集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上で説明終わります。

○2番職務代理者 はい。ただいま事務局より説明がありましたけど、本件について、ご質問等ございませんでしょうか。はい、11番。すみません。スイッチが入ってません。

○11番委員 賃借料を見れば、みんなゼロ円の入っとなってますね。んで、なるだけなら、借り主ですよ。少しぐらい払うのが、いいのではないかと思うんですけど、

○2番委員 どういった形でゼロ円になるか、説明をお願いします。

○係長 ですね、はい、こちらがもう面積も、もう一反もないぐらいの畑若しくは田ということで、面積も少ないため作っていただくだけで、お願いしたいということで、もう賃借料は、とられずに使用貸借という形でされておられます。

(11番委員の質問聞き取れず) そうですね、こちらはその旨を聞いております。

○2番職務代理者 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。何もないようでしたらお尋ねします。本件について、ご異議ありませんか。はい。異議なしと認め原案どおり決定します。議事参与の件が決定されましたのでこれで、議長の席を退席させていただきます。

○議長 職務代理者の2番委員には大変お世話になりました。続いて、引き続き残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい。それでは、残りの案件については、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上で説明終わります。

○議長 はい。ただいま残りの案件について事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。はい、3番委員。

○3番委員 先ほどですね、11番委員のほうからのご質問があったんですけど、今、非常にこう、皆さんご存じのとおり、遊休農地が増えていると。そこを荒らさんためには、先ほど、係長が言ったように小さいところはもう確かに金を取らずに、荒らさずに管理してくださいというのが多いわけですよ。そういうのでこういう、書面で出てくるんじゃないかなと私は思いますけど。今から先まだ恐らく増えてくるんじゃないかなと。会長の話もありましたように。

11 番委員の気持ちは分かるんですけど、私もそういう気持ちあります。タダじゃあんまりじゃろとか、ところが現状はですね、非常にこう、厳しいのではないかと私は思います。以上です。

**○議長** ただいまの 3 番委員のご意見でございますけれども、先ほど出たんですかね 0 円があるからというところで、この件に関しての詳しいことは私も事務局のほうに聞いてみないとよく分かりませんが、3 番委員が言われたとおり、やはり利用権設定をする際に、そういう小さな田んぼ、あるいは非常に何もつくられないような、条件の悪いような田ですね、そういうところもあるんじゃないかと思っております。私も過去に借りるときに、やはりそういうところもございまして、しかしながらそういうところを省いて利用権設定をするというわけにもいかないのが現状だと思っております。やはりそういうのも含めて、ひっくるめて借りるときには、借りなければちょっと都合が悪いというところもございまして、地主の方ですね、意向もあると思っております。そういう狭いところは、タダでもよかけん管理をしてくださいと言われる時もあると思っておりますし、条件としてはいろいろだとは思いますが、そういうのも含めて 0 円になったのではないだろうかと思っております。また貸借する場合ですね 1 万 5000 円から A B C D とございまして、条件の悪いところはだったので、ここはどうだろうかという相談が事務局の方であったのかということもあると思っておりますが、詳しいことについては、ちょっと事務局の方に聞いてみないと分かりませんので、その件については次回の総会のときにですね、答弁をさせていただきたいと思っております。また、3 番委員が言われたとおりですね、やはり農地を荒らかさんというのがですね、大前提にございまして、これからの利用権設定に関してもですね、地主の方と、いろいろ相談をされながらですね、進めていただきたいと思います。この件について何か皆さん方から、ございましてか。無いようでしたら他に何かご意見はございせんか。無いようでしたらお諮りいたします。本件について、ご異議はございせんか。はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第 4、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。はい事務局。

**○係長** はい。それでは、6 ページ目をお開きください。日程第 4、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について。令和 4 年 11 月 26 日から令和 4 年 12 月 26 日まで分となっております。こちらにつきましては、解約後の耕作状況のみ報告をさせていただきます。

(24 件の合意解約について説明)

以上報告を終わります。

**○議長** ただいま事務局より報告がございましたが、本件について、何かご質問はございませんか。ございませんでしょうか。はい。ないようでしたら日程第 4 の報告をこれで終わります。続きまして日程第 5、報告第 12 号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** はい。ページがですね、13 ページになります。日程第 5 報告第 12 号、許可不要転用届の報告についてということで、今回番号 1 と 2 が出ております。転用届出者、は 1、2 一緒です。

(2 件の申請について報告)

以上よろしくお願いいたします。報告いたします。

**○議長** はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。無いようでしたら、報告第 12 号をこれで終わりたいと思います。

**○議長** 続きまして日程第 6、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。事前調査を 2 月の 9 日、午前 9 時から行いたいと思います。その調査委員に、10 番委員、13 番委員、14 番委員を指名いたしたいと思いますが、お三方ご都合はよろしいでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。総会を 2 月の 10 日、午前 9 時から行いたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。それでは事前調査を 2 月の 9 日 9 時から総会を 2 月の 10 日、午前 9 時から行いますのでよろしくお願いいたします。以上で本日提案された議案の審議及び報告事項は終了致しました。議事録については支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

**○事務局長** 本日のご審議ありがとうございました。それではこれもちまして、令和 4 年度第 11 回多良木町農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上会議の顛末に相違ないことを称する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記